

上野原市ごみ減量化計画

令和3年6月

上野原市

目 次

第1章 基本的事項の整理.....	1
1.1 計画策定の趣旨と目的.....	1
1.2 上野原市の現状.....	2
1.3 ごみ処理の現状.....	3
1.4 上野原市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画.....	8
1.5 ごみ処理の課題.....	10
第2章 全国のごみ減量化状況.....	11
2.1 家庭ごみ有料化制度.....	11
2.2 有料化制度の併用施策.....	19
第3章 ごみの減量及び再資源化・再利用に向けた検討.....	21
3.1 検討の必要性.....	21
3.2 家庭ごみ有料化制度の方向性.....	23
3.3 家庭ごみ有料化減免制度の方向性.....	35
3.4 ごみの減量及び再資源化・再利用に向けた併用施策の検討.....	38

資料編

第1章 基本的事項の整理

1.1 計画策定の趣旨と目的

近年の世界情勢をみると、平成 27 年に国連総会において採択された「持続可能な開発目標」(SDGs) や同年 12 月に採択された「パリ協定」といった世界を巻き込んだ、“誰もが持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された、持続可能な社会”を目指す動きが強まっています。

環境省においては、平成 12 年を「循環型社会元年」と位置付けており、循環型社会形成推進基本法をはじめとした各種廃棄物及びリサイクル関係法を制定・改定するなど、循環型社会に向けた法整備をこれまで進めてきており、平成 30 年には、上記「持続可能な開発目標」(SDGs) や「パリ協定」を踏まえ、「第五次環境基本計画」を新たに閣議決定しました。

これを受け、同年に「廃棄物処理施設整備計画」及び「第四次循環型社会形成推進基本計画」の 2 つの関連計画を策定し、3R の推進や、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進等を掲げています。

上野原市(以下「本市」という。)では、環境省の目指す循環型社会の形成を達成するため、“ごみの減量化”、“再資源化・再利用”、“ごみの適正な処理の推進”等の取組について各種計画内で検討してきました。

本計画は、特に“ごみ減量化”を推進する上で今後本市が取り組んでいく具体的な施策を検討することを目的に策定を行います。

1.2 上野原市の現状

1.2.1 上野原市の位置・地勢

本市は、首都圏中心部から約 60 km から 70 km 圏内にあり、山梨県の最東部に位置し、北は小菅村と東京都、東は神奈川県、南は道志村、西は大月市と都留市に隣接しています。

総面積は 170.57 km² で県土の 3.8% を占めており、また、その範囲は南北方向に 21.6 km、東西方向に 15.3 km に及んでいます。本市の位置図を図 1-1 に示します。

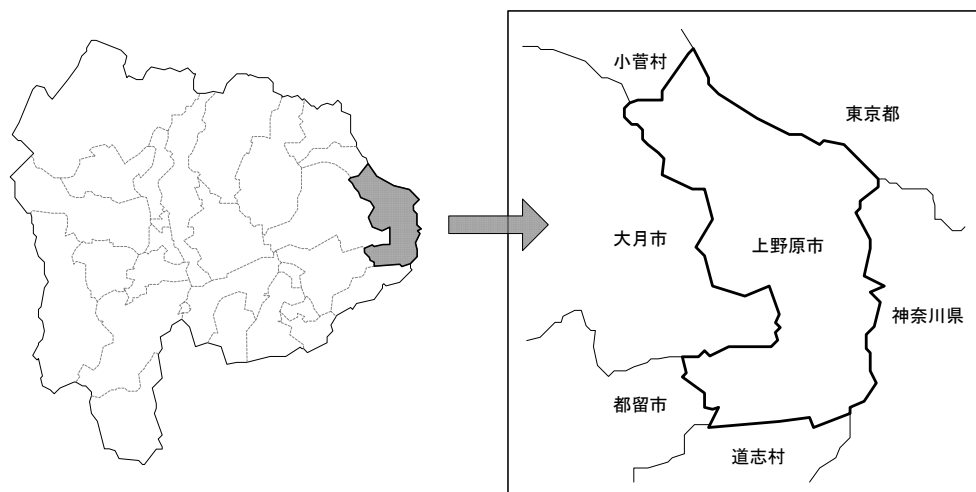
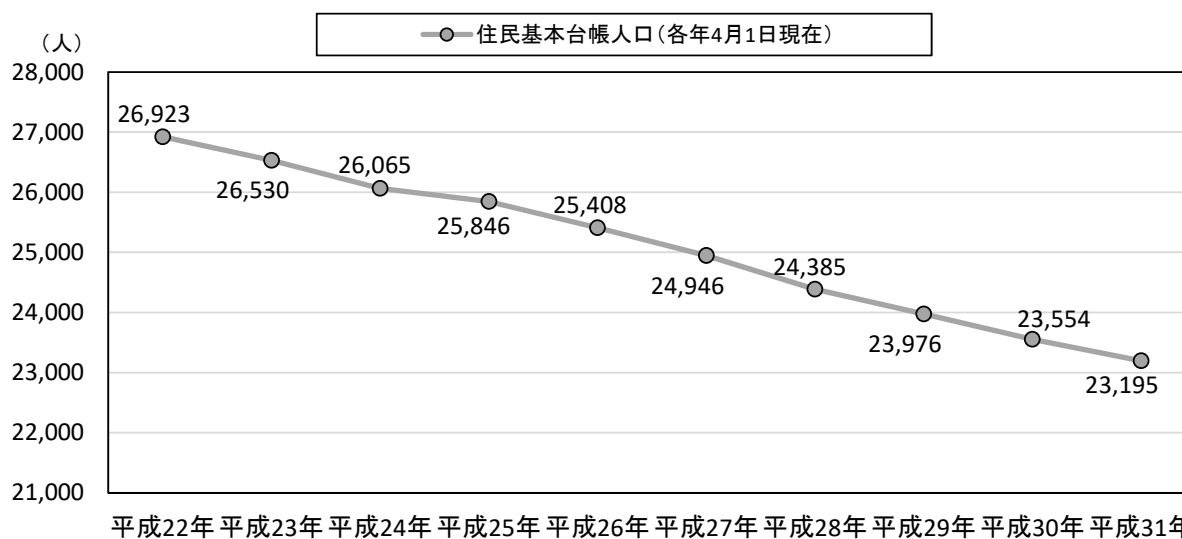


図 1-1 上野原市の位置

1.2.2 人口の推移

本市における直近 10 年間（平成 22 年から平成 31 年）での住民基本台帳人口の推移を図 1-2 に示します。

直近 10 年間では、平成 22 年 4 月の 26,923 人から減少傾向にあり、平成 31 年 4 月では 23,195 人となっています。



出典：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

図 1-2 人口の推移

1.3 ごみ処理の現状

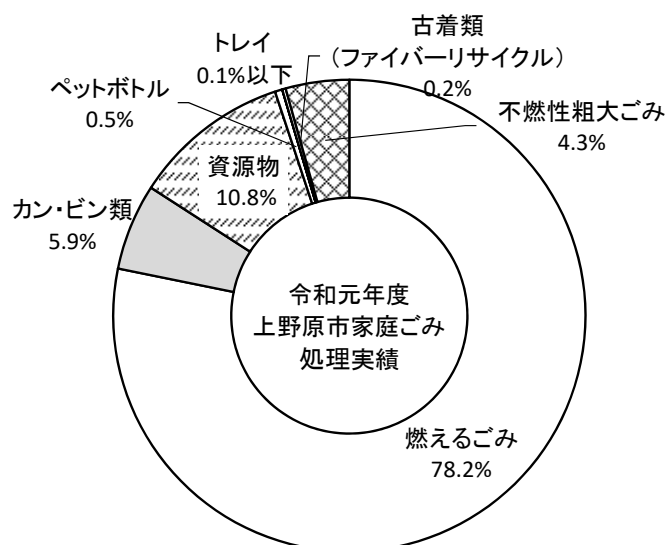
1.3.1 分別区分及び処理割合

家庭ごみの分別区分を表 1-1 に、令和元年度における本市の家庭ごみ処理割合を図 1-3 に示します。

「燃えるごみ」「カン類」「ビン類」「資源物」については決められた集積所で回収し、「ペットボトル」「トレイ」「古着類（ファイバーリサイクル）」については拠点回収を行っています。また、「不燃性粗大ごみ」は施設へ直接持ち込む方法と、電話予約での収集依頼を行う方法で回収を行っています。

表 1-1 家庭ごみの分別区分

分別区分	ごみの種類	排出方法
燃えるごみ	台所の生ごみ、落葉・小枝・板切れ等、ゴム・皮革類、洗剤・化粧品・医療品・食用油・非食用品等の容器類、紙おむつ、貝殻、発泡スチロール、リサイクルできない紙クズ、少量のアルミ箔、解体後の木製家具、指定のサイズに切った畳・カーペット、布団や毛布	決められた集積所
カン類	缶詰・飲料缶類、鍋、フライパン、スプレー缶、乾電池、やかん、菓子缶、一斗缶、その他鉄くず等の金属	
ビン類	せともの類、電球・蛍光灯、空き瓶類、板・破損ガラス（板ガラス・コップ・ガラス皿・鏡等）	
資源物	新聞、段ボール、雑誌、牛乳パック、菓子箱	
ペットボトル	ペットボトル	拠点回収
トレイ	白色トレイ（発泡スチロール）	
古着類 （ファイバーリサイクル）	背広・スーツ等、ジャケット、ブルゾン、ジャンパー、コート、セーター類、スカート、ワンピース、皮製衣類、シャツ類、下着類、着物・浴衣・帯等、子供服、ズボン類、靴下、ネクタイ、マフラー、帽子、ハンカチ・タオル類、マット類、カーテン、おむつかバー、シーツ類、毛布・布団カバー、ぬいぐるみ、バッグ類 など	
不燃性粗大ごみ	プラスチック製品、電子レンジ、掃除機、扇風機、自転車、電気ポット、ビデオデッキ、傘、農業用ビニールシート（マルチ）、プラスチック製おもちゃ、ストーブ、畳（切っていないもの）、木製家具（解体出来ないもの）、鍋・フライパン（取っ手部分が木製・プラスチック製のもの）など	電話予約又は直接持込



出典：上野原市生活環境課データ

図 1-3 家庭ごみ処理割合

1.3.2 本市における中間処理施設の概要

本市で排出されたごみは、上野原市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）に搬入されます。クリーンセンターは、ごみ焼却施設、資源化を行う施設（以下「リサイクルプラザ」という。）及び不燃物処理施設で構成されています。リサイクルプラザには、ビン類選別場及びストックヤード、ペットボトル減容機、資源物（紙類）・白色トレイのストックヤードがあり、不燃物処理施設には、カン類選別機及びプレス機、ガラス・廃プラスチック破砕機及び不燃性粗大ごみ等の選別場があります。

「燃えるごみ」は焼却処理し、「カン類」「ビン類」「資源物」「ペットボトル」「トレイ」「不燃性粗大ごみ」はリサイクルプラザ及び不燃物処理施設で選別後適正処理しています。

クリーンセンターは平成9年10月に竣工し稼働から23年が経過し、老朽化による補修・メンテナンス等の維持管理費が増大しています。

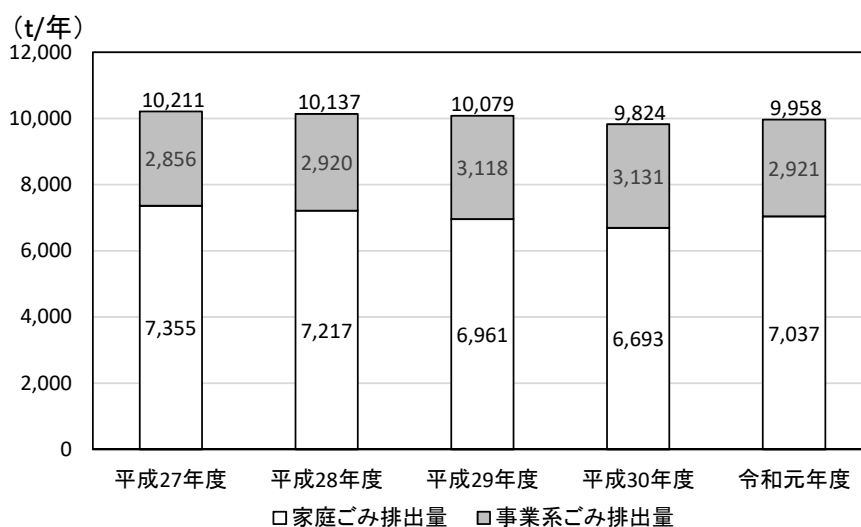
表 1-2 中間処理施設の概要（ごみ焼却施設）

施設名称	上野原市クリーンセンター（ごみ焼却施設）
所在地	山梨県上野原市上野原 8344 番地
施設規模	40t/日（20t/8h×2 炉）
敷地面積	約 13,800 m ²
竣工年度	平成9年10月
処理方式	機械化バッチ燃焼式
処理対象	燃えるごみ

1.3.3 ごみ排出量の現状

本市におけるごみ排出量の過去5年間の推移を図 1-4 に示します。

直近5年間の推移をみると、令和元年度の家庭ごみ排出量は平成27年度から318t減少しています。事業系ごみ排出量は平成30年度まで増加し、令和元年度に減少しています。



出典：上野原市生活環境課データ

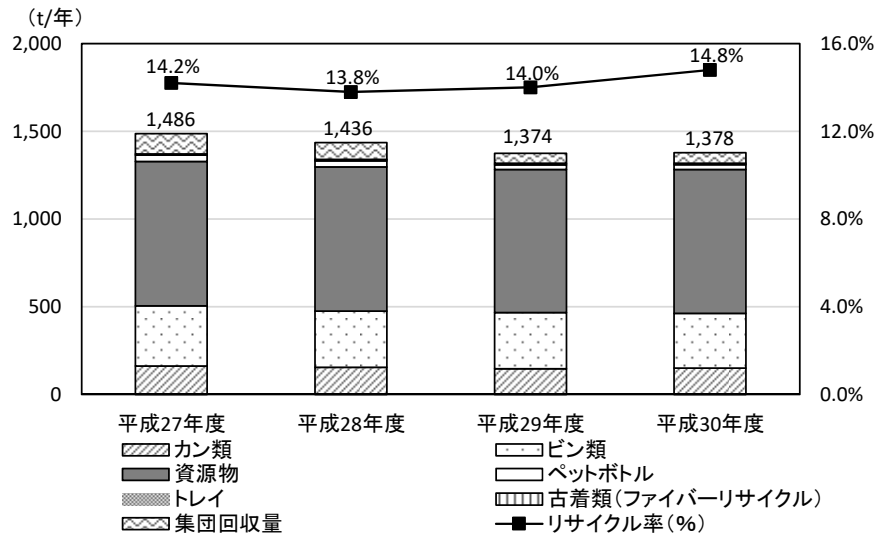
注：家庭ごみ排出量には集団回収量を含む

図 1-4 ごみ排出量の推移

1.3.4 資源化の現状

本市における資源化量及びリサイクル率の推移を図 1-5 に示します。

資源化量は平成 27 年度以降減少傾向にあり平成 30 年度の資源化量は 1,378t でした。また、本市の平成 30 年度のリサイクル率は 14.8% となっています。



注：リサイクル率は一般廃棄物処理実態調査（環境省）で算出している。

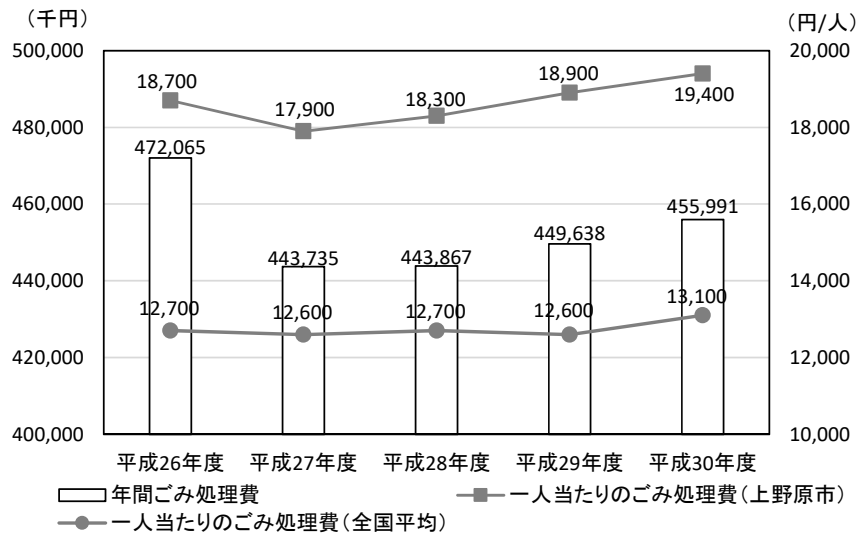
注：資源化量及びは収集量ベースで算出している。

図 1-5 資源化量及びリサイクル率の推移

1.3.5 年間ごみ処理費の現状

本市における年間ごみ処理費と、市民一人当たりのごみ処理費及び全国平均の推移を図 1-6 に示します。

本市における市民一人当たりの年間処理費は、平成 30 年度では 19,400 円となっています。なお、平成 30 年度における全国での一人当たりのごみ処理費は 13,100 円であり、本市では 6,300 円高くなっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

注：年間処理費には建設改良費を除く

図 1-6 ごみ処理費用の推移

1.3.6 収集運搬体制

家庭ごみのうち、収集対象ごみの収集頻度及び排出方法を表 1-3 に示します。

事業系ごみは、事業者自らの責任で自己処理することを原則とし、本市ではクリーンセンターへの直接搬入のみ対応しています。

表 1-3 収集対象ごみの収集頻度及び排出方法

収集対象ごみ	収集頻度	排出方法
燃えるごみ	週 2～3 回	透明・半透明の袋に入れて出す。
カン類	概ね月 2 回	
ビン類	概ね月 2 回	
資源物	月 2 回	紐で束ねて出す。
ペットボトル	随時	フタとラベルを取り、軽くゆすいで乾燥させて出す。
トレイ	随時	異物を取り除き洗って乾燥させて出す。
古着類 (ファイバーリサイクル)	随時	ビニール袋に入れて出す。
不燃性粗大ごみ	月 2 回	電話予約後、氏名を記入した用紙を貼り集積所へ出す。

1.3.7 ごみ処理料金の負担状況

本市のごみ処理料金の負担状況を表 1-4 に示します。

集積所へ排出された「燃えるごみ」「カン類」「ビン類」「資源物」及び拠点回収に排出された「ペットボトル」「トレイ」については無料で回収しています。また、これらのごみは、クリーンセンターへ直接持ち込まれた場合においても無料で処理しています。

一方で、「不燃性粗大ごみ」「事業系持込ごみ」については有料で回収しており、それぞれ表 1-5 に示す料金で処理しています。

表 1-4 ごみ処理料金の負担状況

ごみの種類	負担状況
家庭ごみ (集積所へ排出又は直接持ち込まれた「燃えるごみ」「カン類」「ビン類」「資源物」及び、拠点回収へ排出又は直接持ち込まれた「ペットボトル」「トレイ」「古着類(ファイバーリサイクル)」)	無料
その他のごみ (事業系持込ごみ、不燃性粗大ごみ(家庭系及び事業系))	有料

表 1-5 その他のごみの処理料金

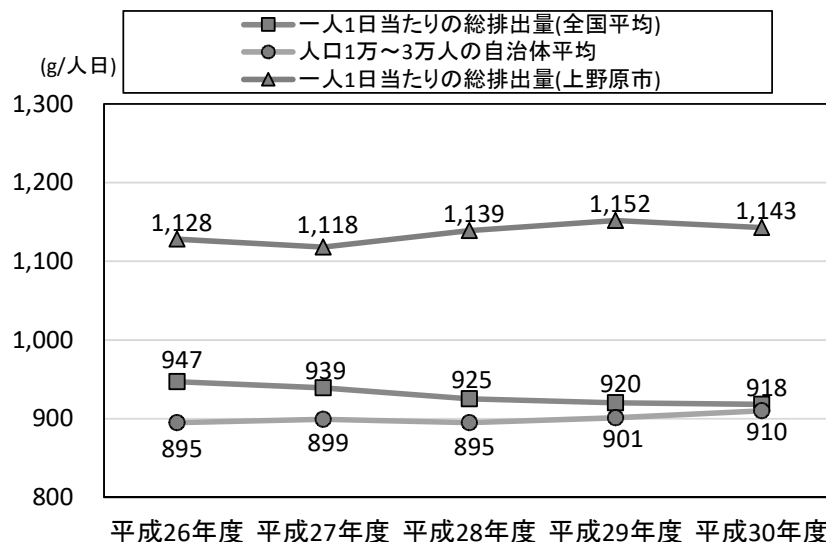
ごみの種類		現状の料金	
不燃性粗大ごみ	収集(電話予約) ※家庭系のみ	410 円	10kg 当たり
	持込(家庭系及び事業系)	360 円	
事業系持込ごみ(「燃えるごみ」「カン類」「ビン類」等)		60 円	

1.3.8 全国及び同規模自治体との比較

1) 一人1日当たりの総排出量

本市、本市と同規模人口の自治体及び全国の一人1日当たりの総排出量の推移を図1-7に示します。

平成30年度の本市の一人1日当たりの総排出量は1,143g/人日^注であり、全国及び同規模自治体より200g程度多くなっています。

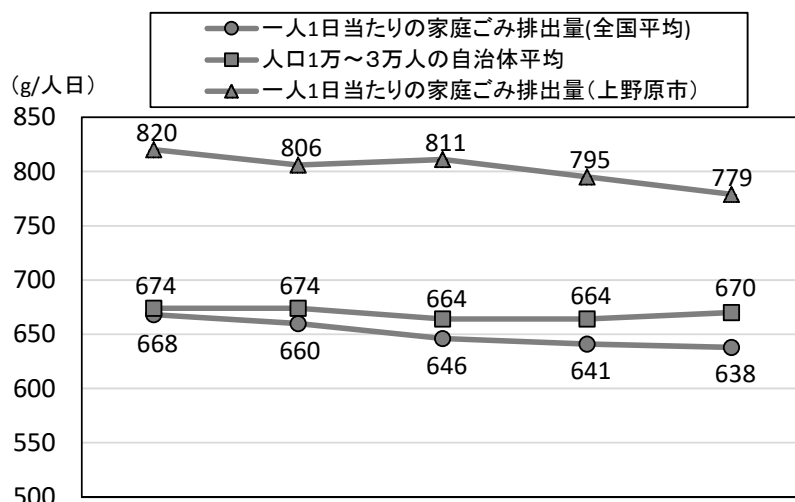


平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度
 出典：一般廃棄物処理実態調査 環境省及び上野原市生活環境課データ
 注：上野原市の一人1日当たりの総排出量(H30年度)
 =ごみ総排出量(9,824t)/人口(23,554人)/365日×1,000,000(g/t)

図 1-7 一人1日当たりの総排出量

2) 一人1日当たりの家庭ごみ排出量

本市、本市と同規模人口の自治体及び全国の一人1日当たりの家庭ごみ排出量を図1-8に示します。総排出量と同様に、全国及び同規模自治体より多くなっています。



平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度
 出典：一般廃棄物処理実態調査 環境省及び上野原市生活環境課データ

図 1-8 一人1日当たりの家庭ごみ排出量

1.4 上野原市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

本市では、令和3年3月に「上野原市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しています。基本計画では、減量化や分別の徹底を図り、循環型社会の構築を目指した取組を進めています。

1.4.1 基本理念

【基本理念】

本市は、大都市圏に隣接していながらも、森林資源や河川、里山景観など四季を通じて触れ合うことのできる豊かな自然環境を有しており、このことが本市の特徴であり、大きな魅力となっています。

この魅力的な自然環境への負荷を低減させるために、毎日の私たちの生活の中から排出される廃棄物の量を減らしていく Reduse（リデュース）はもちろん、製品等を繰り返し使用する Reuse（リユース）、廃棄物を再資源化する Recycle（リサイクル）の3Rに、さらに不要なもの買わない・もらわない Refuse（リフューズ）、修理して長く使う Repair（リペア）の2Rを加えた“5R運動”により資源の循環型社会を構築していきます。

また、廃棄物処理は、本市のみの問題ではなく、SDGsにおける目標として掲げられ、全世界的に取り組んでいくものであり、全ての人が廃棄物処理から繋がる環境保護について自分ごととして捉え、取り組んでいく必要があります。

本計画では、豊かな自然環境の保全と安心な市民生活の確保のあり方として、以下の基本理念を掲げ、家庭や事業所などごみの排出者に対して、減量化や分別の徹底を図るなど、循環型社会の構築を目指し取り組んでいきます。

限りある資源を節約し、循環利用を心掛けるまち

1.4.2 基本計画における計画目標値

基本計画における計画目標値を表 1-6 に示します。

表 1-6 基本計画における計画目標値

目標項目	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	単位
ごみ発生総量	9,958	8,554	t
家庭系ごみ	7,037	5,639	t
事業系ごみ	2,921	2,915	t
一人1日当たりの家庭系ごみ発生量	829	739	g/人日
家庭系ごみリサイクル率	17.8	24.0	%
最終処分量	1,464	1,135	t

1.4.3 基本目標

【基本目標 1：ごみの減量化の推進】

一人当たりのごみの排出量の減量化に向けて、使い捨て商品の使用の自粛を促すとともに、再利用できる物を使用するように啓発することでごみの減量化を推進していきます。また、必要な量を買ひ、食べきることで食品ロスを抑制することや生ごみの約 7 割～8 割を占める水分をしっかりと水切りするなど、一人ひとりがごみの減量に取り組んでいくための情報提供と意識啓発に取り組んでいきます。

【基本目標 2：リサイクル社会の構築】

循環型社会を構築するなかで、再資源化の普及は新たな利用資源を少なくし、廃棄物を減量していくために必要な恒久的な課題となります。安価で便利なものを短期間使用し生活することは利便性の向上に繋がっているように感じますが、私たちが暮らしている限りある地球環境を大きく損なっている可能性があります。限りある資源や美しい自然環境を次世代に引き継いでいくためにも使い捨てのライフサイクルを見直すとともに、自分が使用しているものがごみではなく、次に何かを生み出せる資源であるという認識を広め、分別の意識を市全体で高めていくことでリサイクル社会の構築を推進していきます。

【基本目標 3：不法投棄の撲滅及びごみの適正処理の推進】

廃棄物の不法投棄は、景観や周辺環境の悪化に繋がるとともに、そこから発生する恐れのある有害物質は、周辺住民のみならず、河川下流域や海洋に達する汚染を引き起こす可能性があります。また、海洋にまで達したプラスチック類は、海の生態系に甚大な影響を与えています。これらを防ぐためパトロール体制の強化をすることで不法投棄の撲滅を促し、廃棄物が適正に処理される体制を整えることに努めていきます。また、クリーンセンターに持ち込まれたごみに対しては、適正な処理及び管理に努めていくとともに、施設の維持管理や将来のごみ処理の広域化に向けた取組に対応していきます。

1.5 ごみ処理の課題

1.5.1 ごみの減量化の推進

直近5年間の家庭ごみ排出量は減少していますが、事業系ごみ排出量は増加しています。また、一人1日当たりの総排出量及び一人1日当たりの家庭ごみ排出量は、全国平均や人口が同規模の自治体と比較して多い状況です。このようなことを踏まえると、本市では更なるごみ排出量の削減が必要です。ごみ排出量の削減のための施策として家庭ごみ有料化制度を導入することも有効であるため、家庭ごみ有料化に向けた検討も必要であると考えられます。また、事業系ごみについてもより一層の減量化を図るため、事業系ごみ処理料金の見直し等により、事業者の事業系ごみ処理への意識を高めていくことが必要です。

1.5.2 ごみの再資源化・再利用の推進

本市では、これまでに助成金や奨励金制度の導入、分別等の啓発活動、拠点回収場所の設置等さまざまな再資源化・再利用の推進を行ってきましたが、本市におけるリサイクル率は全国平均を下回っています。今後も発生抑制と併せて再資源化・再利用の推進に向けた啓発活動や分別の徹底などの取組を継続していくことが必要です。また、家庭ごみ有料化制度を導入することで、ごみの中に混入している資源物が正しく分別され、再資源化・再利用の促進が期待できます。

1.5.3 ごみの適正な処理の推進

クリーンセンターは、稼働開始から長期間が経過しており、老朽化による維持管理費が増加し、適正なごみ処理事業を継続することが難しくなっています。そのため、ごみ処理量の削減等によりクリーンセンターの負荷を低減させ、維持管理費を削減することが課題となっています。家庭ごみ有料化制度の導入や事業系ごみ処理手数料の改定により、ごみの減量化や再資源化・再利用を推進することで、維持管理費を削減し、適正なごみ処理事業を継続していくことが必要です。

1.5.4 家庭ごみ有料化制度導入の検討

基本計画では、ごみの減量、再資源化・再利用を推進するため、家庭ごみ有料化制度の導入を検討していくことを掲げています。

前項に示す本市におけるごみ処理の課題解決に向け、基本計画の方針に基づき、現在無料で処理している集積所に排出される家庭ごみの有料化について、市民アンケート調査を踏まえつつ、基本計画の主な施策等との併用実施も含め、次章以降で検討を行います。

第2章 全国の家庭ごみ減量化状況

2.1 家庭ごみ有料化制度

2.1.1 国の基本方針

環境省は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、「廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を定めています。

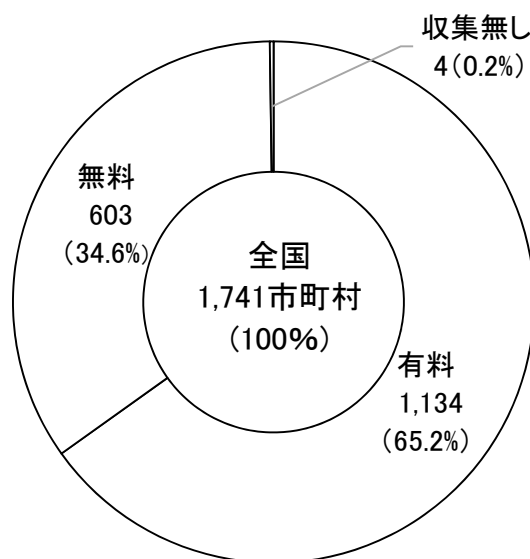
基本方針では、自治体の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進を図るべきである。」と示されています。この基本方針のもと、環境省は、「一般廃棄物処理有料化の手引き」（以下「有料化の手引き」という。）を作成し、自治体が有料化制度の導入又は見直しを実施する際の指針を示しています。

この有料化の手引きにおいては、一般廃棄物処理の有料化制度の導入の目的を、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革等としており、自治体の一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための施策手段として位置づけています。

2.1.2 全国及び山梨県内他市の状況

1) 全国の有料化制度導入状況

全国における家庭ごみの有料化制度の導入状況を図 2-1 に示します。平成 30 年度における家庭ごみの有料化制度の導入率は全国で 65.2%となっています。



出典：一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成 30 年度）について 環境省
注：粗大ごみを除いた家庭ごみ収集区分の一部又は全部を有料化している自治体

図 2-1 全国の家庭ごみ有料化制度の導入状況

2) 山梨県内の有料化制度導入状況

山梨県内では、令和2年10月現在において9自治体で家庭ごみの有料化制度を導入しています。

表 2-1 県内の家庭ごみ有料化制度の導入状況

自治体名	可燃ごみ袋価格	徴収方法	
笛吹市	30 円 (45L)	指定袋制	単純重量制
富士吉田市	18 円 (45L)		
南アルプス市	15 円 (45L)		
市川三郷町	20 円 (45L)		
早川町	20 円 (45L)		
身延町	20 円 (45L)		
南部町	20 円 (45L)		
富士川町	20 円 (40L)		
山中湖村	30 円 (45L)		

出典：各自治体のホームページ又は電話ヒアリング調査結果

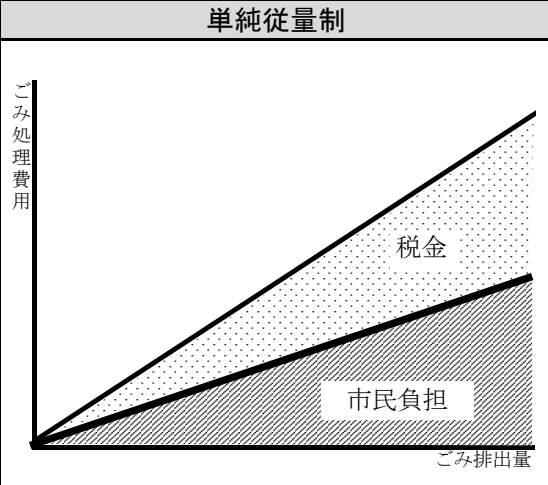
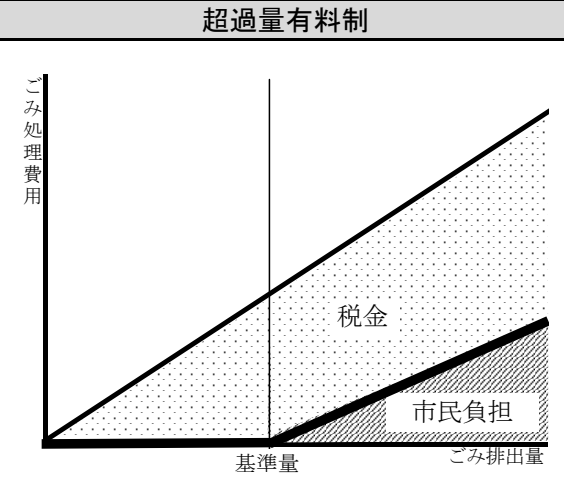
2.1.3 有料化制度の概要

有料化制度には、「単純従量制」、「超過量有料制」、「定額制」の3種類の制度があります。その概要を表 2-2 に示します。そのうち、「単純従量制」と「超過量有料制」の比較を表 2-3 に示します。

表 2-2 有料化制度の概要

	制度の概要
単純従量制	<ul style="list-style-type: none"> ごみ排出者は、ごみ処理料金が上乗せされた指定袋を小売店等で購入し、その袋で排出する。ごみを多く出すほどごみ処理費用の負担がその量に単純比例して大きくなるため、制度が分かりやすく、負担の公平性も保たれると言われている。 全国的に最も多くの自治体で採用されている。
超過量有料制	<ul style="list-style-type: none"> 一定量までは無料で配付又は低額料金で購入できる袋（シール）を使用しごみを排出する。無料（あるいは低額）の基準枚数を超えて排出する場合は、有料の指定袋を小売店等で購入して、ごみを排出する。 基準枚数まで無料で配付し、基準枚数を超えると有料となる「一定量無料方式」、一定量は低額で基準枚数を超えると高額な指定袋を購入する「二段方式」などがある。
定額制	<ul style="list-style-type: none"> ごみ量に関係なく、世帯当たり又は世帯員1人当たり一定のごみ処理料金を徴収する。 比較的人口規模の小さい自治体での採用が多い。

表 2-3 単純従量制と超過量有料制の比較

	単純従量制	超過量有料制
制度の概要		
	<p>○一定の金額で指定袋を1枚目から小売店等で購入する。</p> <p>○超過量有料制に対し、単純従量制の方が多く採用されている。</p>	<p>○世帯数に応じて年間一定枚数のごみ袋を無料で配付し(100～150袋程度)、不足した場合には小売店等において有料で購入する。</p> <p>○「一定枚数以下無料・報奨制」(余った袋を市が報奨金を支払って引き取る制度:現在は廃止する都市が多い)、「二段方式(累進従量制)」(最初は安いごみ袋代で、一定量以上を越えると高額なごみ袋代となる制度)等も超過従量制に分類される。</p>

また、多くの自治体では、次に示す理由により、単純従量制を採用しています。

- 排出量が多くなるほど費用負担が大きくなるという分かりやすさと排出量に応じた費用負担の公平化が図られる。
- 一定額までは無料若しくは定額料金で排出できる超過量有料制に比べ、減量効果が大いといわれる(ごみ排出量と料金の多寡が直結しており、市民意識の向上につながりやすい)。

2.1.4 有料化対象ごみの種類

有料化制度の導入に当たっては、どの分別区分を有料化の対象とするかを検討する必要があります。本市では、前章の表 1-1 に示すとおり、「燃えるごみ」「カン類」「ビン類」「資源物」「ペットボトル」「トレイ」「古着類(ファイバーリサイクル)」「不燃性粗大ごみ」に分別区分されており、その中で電話予約又は直接持込での排出となっている「不燃性粗大ごみ」については既に有料化を実施しています。

ごみの減量とごみ処理費用負担の公平性の確保の観点からは、全てのごみ種類の有料化制度の導入も選択できます。

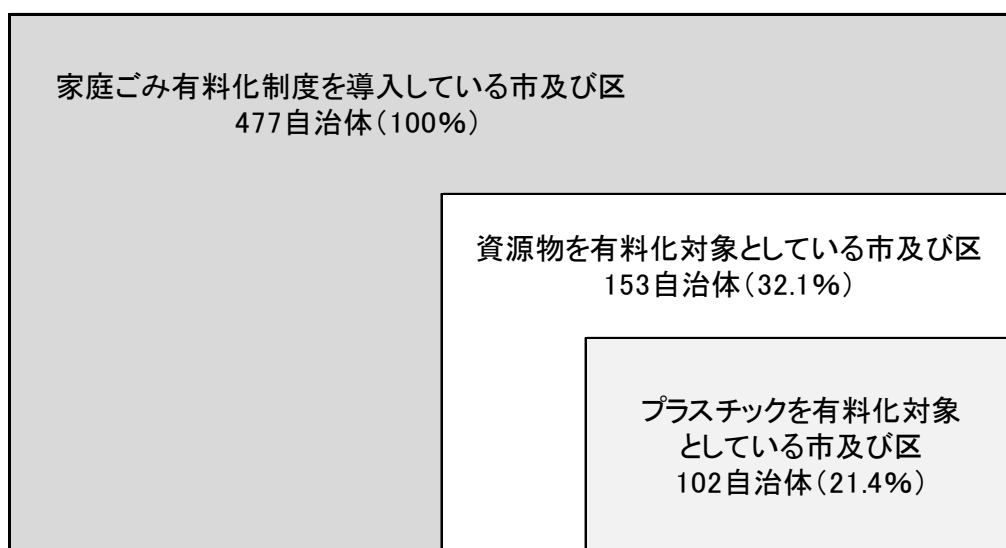
1) 「燃えるごみ」有料化の可能性

本市の家庭ごみ有料化制度の導入の大きな目的の一つにごみの減量が挙げられます。ごみを減量するには、発生抑制、排出抑制及び資源化が考えられます。その中で、前章の図 1-3 に示すとおり、「燃えるごみ」は家庭ごみの約 78%を占めています。家庭ごみの減量化の達成には、その組成の多くを占める品目を削減することが効果的であることから、「燃えるごみ」の有料化は有効であると考えられます。

2) 「資源物」有料化の可能性

市民における負担感の軽減や、他のごみに混入する資源物の分別徹底等の観点から、「資源物」を有料化の対象としない選択肢も考えられます。

全国の家庭ごみ有料化制度を導入している市及び区における資源物有料化実施状況を図 2-2 に示します。全国的には資源物を有料化の対象としている市及び区は全体の 32.1%に留まっています。



出典：東洋大学元教授 山谷修作氏 ホームページ ごみ有料化情報

注：ここでの「有料化」は、市区が家庭系可燃ごみの定日収集・処理について条例に基づき従量制ごみ処理料金を徴収することを定義している

注：令和2年9月現在

図 2-2 家庭ごみ有料化制度導入市及び区における資源物有料化実施状況

「ごみ排出抑制・減量の推進、ごみの再資源化・再利用の推進」と「ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を確保する」などの有料化制度の導入の目的のうち、最重要課題や、市民の受容性の観点から、有料化対象品目を決定することが求められます。

2.1.5 ごみ処理料金の徴収方法

ごみ処理料金の徴収は、指定袋方式又はシール方式が一般的な方法です。2つの方式の特徴比較を表 2-4 に示します。

表 2-4 ごみ処理料金の徴収媒体の特徴比較

項目	指定袋制 (○：メリット ▲：デメリット)	シール制 (○：メリット ▲：デメリット)
導入自治体例	○多数の自治体	▲導入自治体は少ない
取扱いやすさ	○排出の確認をすることが容易 ○排出量(袋の大きさ)に合わせた料金徴収が可能 ○収集作業時に容易に有料袋と見分けられ作業効率が低下しない ▲まとまると重くなり、かさばる ▲保管費用や労力がかかる	○ごみ袋に入らない大きさや形の廃棄物を排出する場合にも使用可能 ○小さいため取扱いが容易 ○保管費用や労力が軽減される ▲排出量を確認することが比較的困難 ▲排出量に合わせた料金徴収が困難 ▲紛失しやすい ▲シールをはがして他で使用される恐れがある ▲収集作業時、シールを貼っているか否か判別しづらく、作業効率が低下する
必要な対応	○指定袋の表示や色などについて工夫が可能 ○複数の大きさの指定袋を用意し、より容量の小さい指定袋に移行するインセンティブを付与することが可能	○シールの表示や色などについて工夫が可能 ○複数の大きさに対応した価格の異なるシールを用意し、より排出量を削減するインセンティブを付与することが可能
市場への影響	▲既存のごみ袋の市場への影響について考慮が必要	○既存の市場への影響は少ない
レジ袋の扱い	▲レジ袋をごみ袋として活用できない	○場合によりレジ袋をごみ袋として利用することも可能

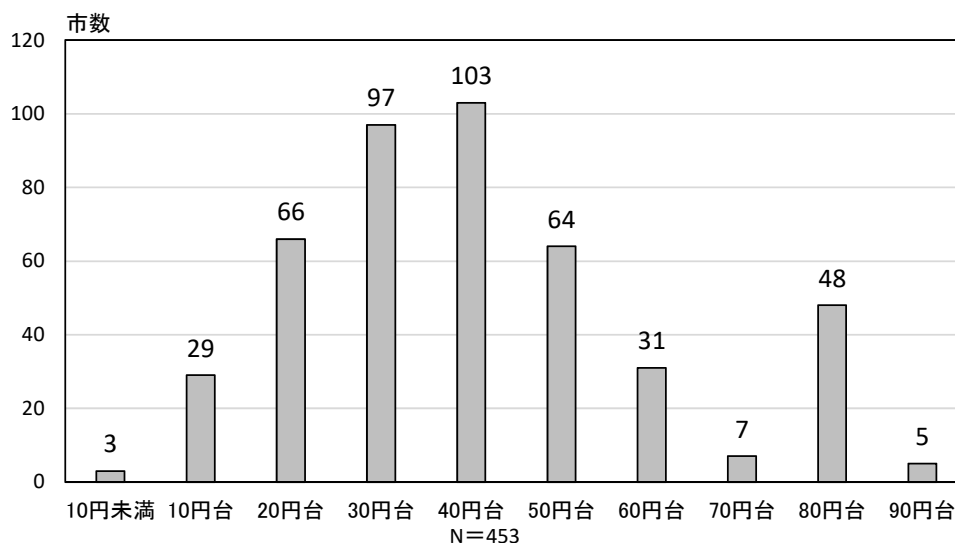
2.1.6 ごみ処理料金の設定方法と根拠

ごみ処理料金水準を設定する際は、一般廃棄物の排出抑制及び再資源化・再利用の推進への効果と市民生活に大きな負担とならないことに考慮した金額とし、減量効果と市民の受容性のバランスを図ること、周辺自治体における料金水準、ごみ処理費用に対する負担割合などを考慮する必要があります。

ごみ処理料金の徴収に当たっては、負担の公平性を確保し、排出量に応じた適正な負担となる必要があります。

1) 全国の指定袋の価格設定

全国の指定袋制を導入している自治体の大袋（40L～45L）の価格帯別の都市数を図 2-3 に示します。価格帯として多い範囲は 30 円～40 円台となっています。

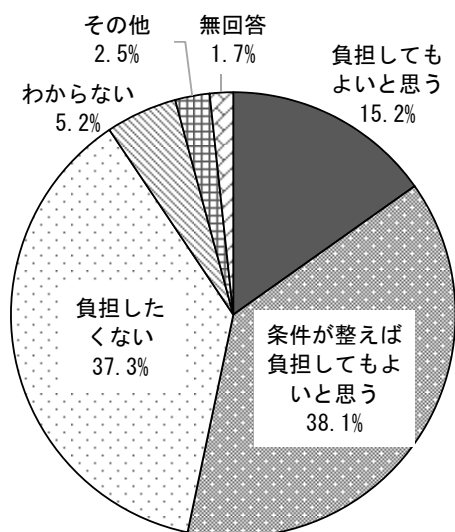


出典：東洋大学元教授 山谷修作氏ホームページ ごみ有料化情報（令和 2 年 9 月現在）

図 2-3 価格帯別都市数（単純従量制・大袋 1 枚の価格）

2) 家庭ごみ有料化制度への市民の意見

令和 2 年 6 月に実施した「上野原市家庭ごみ有料化等に関するアンケート調査（以下「有料化アンケート調査」という。）」によると、家庭ごみ有料化制度のごみ処理料金負担に関する意見は、「負担してもよいと思う」が 15.2%、「条件を整えば負担してもよいと思う」が 38.1%、「負担したくない」が 37.3%でした。



【アンケート調査概要】

調査対象：1,000 人（無作為抽出）
 ※市内在住の 20 歳以上の世帯主
 調査方式：調査票郵送方式
 調査期間：令和 2 年 6 月 19 日～7 月 17 日迄
 回答数：480 通（回収率 48.0%）

出典：「上野原市家庭ごみ有料化等に関するアンケート調査」令和 2 年 6 月

図 2-4 家庭ごみ有料化制度のごみ処理料金負担に関する意見

2.1.7 収益の利用方法

家庭ごみ有料化制度により徴収された収益の使途の例を表 2-5 に示します。

特定財源として、一般廃棄物の排出抑制や再資源化・再利用の推進に資する使途を定めることで、住民への有料化制度への理解を深め、排出抑制への住民の意識を高めることが期待できます。また、基金として積み立て、資源物の集団回収に対する助成や集積所の整備費用等に充当する例も見られます。

表 2-5 収益の使途の例

項目	具体例
有料化の運用に必要な経費	・ 戸別収集の導入費 ・ 指定袋やシールの作成費
排出抑制の推進に必要な経費	・ 排出抑制の推進の助成・啓発事業費
再資源化・再利用の推進に必要な経費	・ 資源物の回収及び選別に要する費用 ・ リサイクル施設の施設整備に要する費用 ・ 資源物の集団回収への助成
不法投棄・違反ごみ対策に必要な経費	・ 不適正排出対策 ・ 不法投棄対策
住民意識の改革に必要な経費	・ エコショップ認定制度に資する事業費 ・ 発生抑制及び再使用の推進のための助成や啓発のための事業費
その他	・ ごみ処理施設の整備費の他、一般廃棄物の処理に要する費用

2.1.8 説明会等住民への周知方法

有料化制度導入を円滑に実施するため、有料化制度に関する説明会の開催や広報誌等を活用した情報提供等を通して住民への周知徹底を図ることで、住民の理解を深め、有料化に対する協力が得られるよう努めることが求められます。

・ 説明会の開催

説明会はなるべく多くの住民が参加できるように、開催日時・開催場所を配慮することが必要です。説明会では、有料化制度の導入の目的や仕組み等を十分に説明し、懸念される課題等への対応についても説明が求められます。

・ 広報媒体の活用

説明会は開催回数や参加人数に限界があるため、テレビ、新聞雑誌等のマスメディアや広報誌等を積極的に活用し、有料化制度の導入の目的や意義、内容、収益の使途等の多くを周知することが必要です。

さらに、有料化による減量効果を維持させるため、有料化制度導入時だけでなく、有料化制度導入後もごみ減量や再資源化・再利用の状況等の情報提供を継続的に実施し、意識啓発を促すことが必要です。

2.1.9 運営方法

ごみ処理料金の徴収方法として、最も全国事例の多い指定袋制を採用した場合、指定袋の運営に必要な業務として表 2-6 に示す内容が必要と考えられます。

表 2-6 指定袋の運営に係る業務のイメージ

	指定袋の運営に係る主な業務							
	製造	保管	在庫管理	販売店への配送	販売店からの受注	市民へ販売	ごみ処理料金の徴収	指定袋販売手数料の支払い
直営	×	×	△	×	△	×	△	△
委託	○	○	△	○	△	○	△	△

○：望ましい ×：望ましくない △：直営、委託を選択

実際の運営方法は、各業務の運営方針（直営又は委託運営）及び委託先の設定により変化します。

具体的には、指定袋の製造、保管、販売店への配送、市民への販売は直営で実施することは考えにくく、上記業務については委託による対応をとることが一般的となっています。

一方で、指定袋の在庫管理、販売からの受注、ごみ処理料金の徴収、指定袋販売手数料の支払い等の業務は、直営又は委託運営のいずれかの対応を選択することになります。

指定袋の運営に係る業務については、今後、具体的な有料化制度導入システムと同時に検討していきます。

2.2 有料化制度の併用施策

2.2.1 有料化減免対象の設定

家庭ごみ有料化制度の導入に当たっては、低所得者等に配慮すべきであるとの指摘があります。このような問題への対応施策として、指定袋の無料配布等の有料化減免施策を実施している自治体があります。

ただし、これらの施策については、福祉施策の方で配慮することも考えられ、他の施策との分担や発生する費用との比較が必要です。

2.2.2 併用施策の内容

有料化制度を導入することで期待できる家庭ごみの排出抑制や再資源化・再利用の推進等の効果を一層上げるため、有料化制度の導入と併せ、分別区分の見直しや資源物の集団回収への助成の拡充、排出抑制や再資源化・再利用に取り組む小売店等の支援等、ごみ減量への行動を支援する施策の実施についても検討が必要です。

1) 分別収集区分の見直し・分別品目の拡大

適正な再資源化・再利用を促進するため、家庭ごみの有料化制度の導入に伴って、ごみから資源となる対象品目を増やすための分別区分の見直しを行うことで、循環型社会の形成に向けた取組に関する住民の意識改善を図り、分別精度を向上させることが期待できます。その結果、分別収集による再資源化・再利用を促進するとともに、排出抑制への更なる効果を得ることが望めます。

また、資源物のごみ処理料金水準を他のごみと比較し低く設定することで、住民の分別排出へのインセンティブ（動機付け）を高めることができます。

2) 収集体制の見直し

家庭ごみ有料化制度の導入により、違う分別区分の廃棄物が混入する等の不適正排出の増加が懸念されます。家庭ごみの収集方法を戸別収集とすることで、集積所収集の場合と比較し排出者が明確になるため排出マナーが改善され、不適正排出の防止に加えて、排出抑制や再資源化・再利用に対する住民意識の向上が期待されます。

また、分別区分の見直しや戸別収集の実施などに併せて、収集頻度の再検討も実務的に必要となります。再資源化・再利用される資源物の回収率を向上させるため、資源物の収集頻度を増加させることも考えられます。一方、排出抑制を促進するため、燃えるごみ等の収集頻度を減らすことも考えられます。

3) 資源物集団回収への助成の拡充

資源物の集団回収は、自治会、婦人会、PTA、老人会、こども会及びその他地域団体が中心となり地域の家庭から排出される古紙等の資源物を集め、その再資源化・再利用を進めていく活動です。集団回収は、団体が資源物の管理を行うことで分別が徹底されるほか、地域の自主的な回収であるため、地域における再資源化・再利用に対する意識を高める効果が期待できます。

また、有料化制度の導入に併せて集団回収への助成を行うことで、集団回収の活性化を促すことができ、家庭ごみの排出抑制及び再資源化・再利用の更なる推進が期待できます。

4) 排出抑制や再資源化・再利用に取り組む小売店等への支援

一般廃棄物の排出抑制や再資源化・再利用等に積極的に取り組む小売店等を支援することで、小売店等から排出される廃棄物の排出抑制や再資源化・再利用の向上等の効果が期待できます。

また、小売店等の取組が自治体の広報や表彰等で消費者に明確に周知されることにより、小売店等を利用する消費者の意識を高める効果も期待できます。

5) 再利用への推進

再利用の促進を図るための施策は、バザーやフリーマーケットの開催支援、広報を利用した中古品譲渡の斡旋、リサイクルショップの情報提供などがあります。

有料化制度の導入に併せて再利用の促進を図るための施策を導入することで、一般廃棄物の排出抑制の更なる推進が期待できます。

6) 減量化指導

事業系一般廃棄物のごみ処理料金水準を引き上げる場合には、多量に排出する事業者の排出実態の把握が必要です。また、具体的な減量化指導や、それら事業者に減量計画を提出させることも考えられます。

これらの施策を導入することで、事業者の意識改善や経済的負担軽減が期待できます。

第3章 ごみの減量及び再資源化・再利用に向けた検討

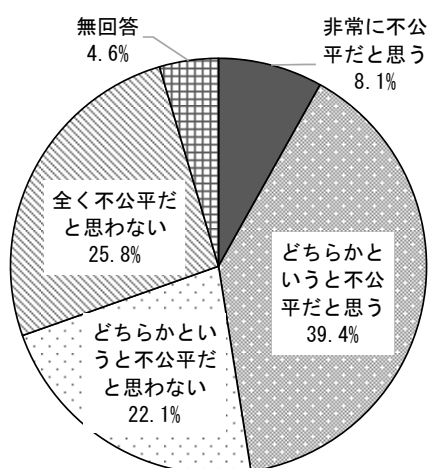
3.1 検討の必要性

本市では、前章の「1.5 ごみ処理の課題」に示したとおり、ごみの減量化の推進、再資源化・再利用の推進、ごみの適正な処理の推進が課題となっています。

環境省では、一般廃棄物の排出抑制や、再資源化・再利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるための施策として一般廃棄物処理の有料化制度を有効施策と位置づけ、その推進を図るべきとの立場に立っています。また、本市の基本計画においても、家庭ごみの有料化制度の導入には次の効果があると見込んでいます。

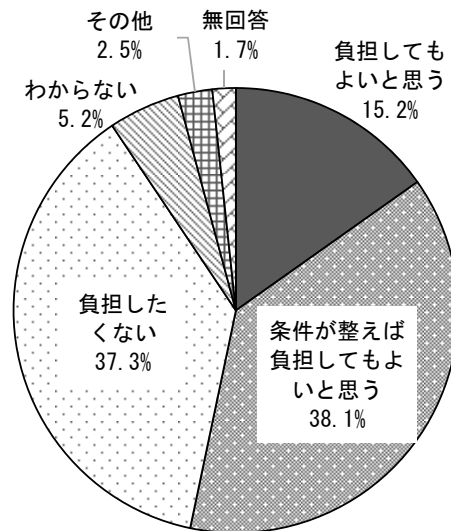
- 費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機付け）が生まれ、市民の意識改革によりごみの減量化、再資源化・再利用が促進できる。
- 排出量に応じてごみ処理料金を徴収する有料化制度を導入することで、より費用負担の公平性が確保できる。
- ごみの減量化や再資源化・再利用の推進により、将来清掃工場を建て直す際の更新費用を削減することができる。

前章に記載の全国のごみ有料化制度の導入状況（図 2-1）をみると、平成 30 年度における家庭ごみの有料化制度の導入率は全国で 65.2%となっています。このような状況の中、有料化アンケート調査では、現行の家庭ごみ処理料金負担に関する意見は「非常に不公平だと思う」及び「どちらかという不公平だと思う」がそれぞれ 8.1%、39.4%であり、家庭ごみ有料化のごみ処理料金負担に関する意見は「負担してもよいと思う」及び「条件を整えば負担してもよいと思う」がそれぞれ 15.2%、38.1%を占めていました。



出典：「上野原市家庭ごみ有料化等に関するアンケート調査」令和 2 年 6 月

図 3-1 現行の家庭ごみ処理料金負担に関する意見



出典：「上野原市家庭ごみ有料化等に関するアンケート調査」令和2年6月

図 3-2 家庭ごみ有料化のごみ処理料金負担に関する意見

以上を踏まえると、前章の「1.5 ごみ処理の課題」に示した本市が抱えるごみ処理事業の課題を踏まえた上で、本市では、「ごみ排出量の削減」、「再資源化・再利用の推進」、「ごみ排出量に応じた費用負担の公平性の確保」を達成する施策の一つとして、家庭ごみ有料化制度の導入を検討します。

3.2 家庭ごみ有料化制度の方向性

3.2.1 方式

有料化制度の方式は、「単純従量制」と「超過量有料制」の大きく 2 つに区分されます。次に示すメリットを勘案し、本市においては、有料化制度の方式として「単純従量制」が適していると考えます。

【単純従量制のメリット】

- 排出量が多くなるほど費用負担が大きくなるという分かりやすさと排出量に応じたごみ処理料金負担の公平化が図られる。
- ごみ排出量とごみ処理料金の多寡が直結しており、市民の減量意識の向上につながりやすく、超過量有料制に比べて減量効果が大きい。

3.2.2 有料化対象区分

1) 検討対象

本市での有料化の導入に向けた検討では、現在の家庭ごみの分別区分のうち集積所へ排出されている次の品目を検討対象とします。

①燃えるごみ ②カン類 ③ビン類 ④資源物

2) 全国自治体の導入状況

平成 26 年度以降にごみの有料化制度を導入した自治体リストを表 3-1 に示します。

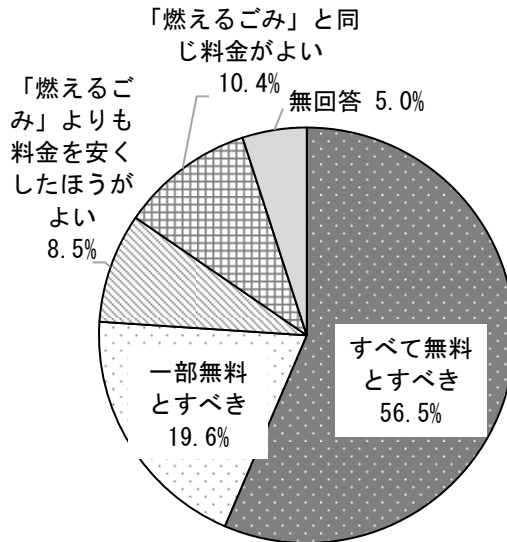
表 3-1 有料化制度導入自治体リスト

導入時期	自治体名	実施時期	人口 (万人)	対象			
				可燃	不燃	資源	粗大
H29-R1	土別市	R1.10	2	○	○		○
	木津川市	H30.10	7	○			
	土岐市	H30.4	6	○	○		○
	日光市	H30.4	8	○			○
	田原市	H30.2	6	○	○		
	国立市	H29.9	8	○	○	○	○
	中津川市	H29.8	8	○	○		○
	笛吹市	H29.4	7	○			
	知多市	H29.4	9	○	○		○
H26-28	小松市	H28.10	11	○			○
	関市	H28.4	9	○	○		○
	逗子市	H27.10	6	○	○		○
	東大和市	H26.10	9	○	○	○	○
	美濃市	H26.7	2	○	○		○
	真岡市	H26.4	8	○			

注：有料化導入自治体のうち、人口 10 万人以下の自治体を抜粋している。なお、小松市のみ有料化制度の方式の違いにより抽出している。

3) 有料化対象ごみに関する市民の意見

有料化アンケート調査結果をみると、カン類、ビン類及び資源物を「すべて無料とすべき」は56.5%、「一部無料とすべき」は19.6%、「燃えるごみ」と同等及び安い料金がよいとの回答の合計は18.9%となっています。



出典：「上野原市家庭ごみ有料化等に関するアンケート調査」令和2年6月

図 3-3 カン類、ビン類、資源物の取扱

4) 有料化の対象設定について

本市における家庭ごみの有料化対象の検討結果及びその理由を表 3-2 に示します。

表 3-2 家庭ごみの有料化対象の検討結果

検討対象	検討結果及び理由
燃えるごみ	<p>【検討結果】：有料化の対象とする。</p> <p>【設定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ排出量の最も多くを占め、削減による減量が効果的に働くため。 ・燃えるごみに混入している資源物が正しく分別され、ごみの減量化及び再資源化・再利用の推進に直結すると考えられるため。
カン類 ビン類	<p>【検討結果】：有料化対象外とする。</p> <p>【対象外とした理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、ポリバケツ等の容器で排出しているため、排出方法を変更した場合、使用済み指定袋を回収・処理する必要があるため。 ・クリーンセンターでの中間処理（一部資源化）により売却益が発生しており有料化対象に適さないため。
資源物	<p>【検討結果】：有料化対象外とする。</p> <p>【対象外とした理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、ヒモ等で直接十文字結束して排出しているため、排出方法を変更した場合、使用済み指定袋を回収・処理する必要があるため。 ・有料化対象外とすることで、燃えるごみ中に混在していた資源物の分別が進み、再資源化・再利用の推進に直結すると考えられるため。

3.2.3 ごみ処理料金の徴収方法

1) 徴収方法の特徴

ごみ処理料金の徴収方法は大きく分けて「指定袋制」と「シール制」があります。「指定袋制」の特徴を表 3-3 に示します。

指定袋制では、排出量に合わせたごみ処理料金の徴収ができることに特徴があるため、費用負担の公平性の観点から大きなメリットとなります。

表 3-3 指定袋制の特徴

項目	特徴 (○：メリット ▲：デメリット)
導入自治体例	○多数の自治体
取扱いやすさ	○排出ごみ量の確認することが容易 ○排出量（袋の大きさ）に合わせた料金徴収が可能 ▲まとまると重くなり、かさばる ▲保管費用や労力がかかる ○収集作業時に容易に有料袋と見分けられ作業効率が低下しない
必要な対応	○指定袋の表示や色などについて工夫が可能 ○複数の大きさの指定袋を用意し、より容量の小さい指定袋に移行するインセンティブを付与することが可能
市場への影響	▲既存のごみ袋の市場への影響について考慮が必要
レジ袋の扱い	▲レジ袋をごみ袋として活用できない

2) ごみ処理料金徴収方法の導入事例

平成 26 年度以降の有料化導入自治体事例を表 3-4 に示します。全国事例のうち全ての有料化導入自治体が「指定袋制」を導入しています。

表 3-4 手数料徴収方法の導入事例

導入時期	自治体名	実施時期	方式		徴収方法	
			単従量制	超過量有料制	指定袋	シール
H29-R1	土別市	R1.10	○		○	
	木津川市	H30.10	○		○	
	土岐市	H30.4	○		○	
	日光市	H30.4	○		○	
	田原市	H30.2	○		○	
	国立市	H29.9	○		○	
	中津川市	H29.8	○		○	
	笛吹市	H29.4	○		○	
	知多市	H29.4	○		○	
H26-28	小松市	H28.10		○	○	
	関市	H28.4	○		○	
	逗子市	H27.10	○		○	
	東大和市	H26.10	○		○	
	美濃市	H26.7	○		○	
	真岡市	H26.4	○		○	

注：有料化導入自治体のうち、人口 10 万人以下の自治体を抜粋している。
なお、小松市のみ有料化制度の方式の違いにより抽出している。

3) 検討結果

本市におけるごみ処理料金の徴収方法は、指定袋制の特徴及び全国事例を勘案し、「指定袋制」が適していると考えます。

4) 留意事項

有料化制度を導入する場合は、指定袋の作成は本市が委託により実施することになるため、販売方法や袋製造委託の方法、登録制度、販売手数料の設定及び指定袋の在庫管理等の検討を進める必要があります。

3.2.4 指定袋のサイズ

1) 山梨県内他自治体の現状

山梨県内他自治体において販売されている指定袋のサイズを表 3-5 に示します。

多くの自治体では、可燃ごみ用指定袋のサイズを 2 種類又は 3 種類に設定していますが、南アルプス市、富士川町及び山中湖村では、可燃ごみ用指定袋のサイズは 1 種類のみの設定となっています。

表 3-5 山梨県内他自治体の家庭ごみ指定袋サイズ

自治体名	袋サイズ							
	10L	15L	20L	25L	30L	40L	45L	70L
笛吹市	○		○				○	
富士吉田市					○		○	○
南アルプス市							○	
市川三郷町			○				○	
早川町			○				○	
身延町			○				○	
南部町			○				○	
富士川町						○		
山中湖村							○	

出典：各自治体のホームページ又は電話ヒアリング調査結果

2) 指定袋のサイズ設定

ごみを排出する市民の利便性を考慮して、指定袋のサイズは数種類を設定することが求められます。指定袋サイズの設定では、実際に排出するごみ量より袋が大きくなならないようにすることが重要です。

令和元年度の本市の家庭ごみ排出実績から、一人 1 週間あたりのごみ排出量を算出した結果を表 3-6 に示します。市民一人が毎週ごみを排出する場合の燃えるごみ排出量は約 27L となります。

表 3-6 一人1週間当たりのごみ排出量

項目	一人1日当たりの 家庭ごみ排出量 (g/人日)	一人1週間当たりの 家庭ごみ排出量 (kg/人週)	一人1週間当たりの 家庭ごみ排出量 (L/人週)
燃えるごみ	644	4.5	27

注：燃えるごみの単位体積重量を平成30年度ごみ質分析結果より168 (kg/m³)としている。

3) 検討結果

本市の指定袋は、県内他自治体及び試算結果を勘案し、表 3-7 に示すとおり、3つのサイズを設定します。

表 3-7 指定袋のサイズ設定

項目	ごみ袋サイズ		
燃えるごみ	15L	30L	45L

<サイズ設定根拠>

15L：一人1週間当たりのごみ排出量27Lを週2回に分けて排出するサイズ

30L：表 3-6 より一人1週間当たりのごみ排出量27L/人週に対応するサイズ

45L：1.5週間分のごみの排出に対応するサイズ

3.2.5 指定袋価格の設定

1) 指定袋のごみ処理料金の検討

本市のごみ処理費用に対する負担割合から、指定袋のごみ処理料金の検討を行います。平成29年度から過去3年間の1kg当たり燃えるごみの処理原価を表 3-8 に示します。

過去3年間での本市の燃えるごみ1kg当たりの処理原価は平均で79円/kgとなっています。

表 3-8 1kg 当たり燃えるごみ処理原価

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	単位
燃えるごみ処理原価	67	95	76	円/kg
平均	79			

指定袋一袋当たりの重量ベースの容量を、クリーンセンターのごみ質分析結果内の単位体積重量の値より試算します。表 3-9 に試算結果を示します。

本市で採用する指定袋のサイズ毎の重量ベースの容量は、15Lでは3kg、30Lでは5kg、45Lでは8kgとなります。

表 3-9 指定袋の袋重量試算結果

項目	単位体積重量 (kg/m ³)	袋サイズ (L/袋)	袋容量 (kg/袋)
燃えるごみ	168	15	3
		30	5
		45	8

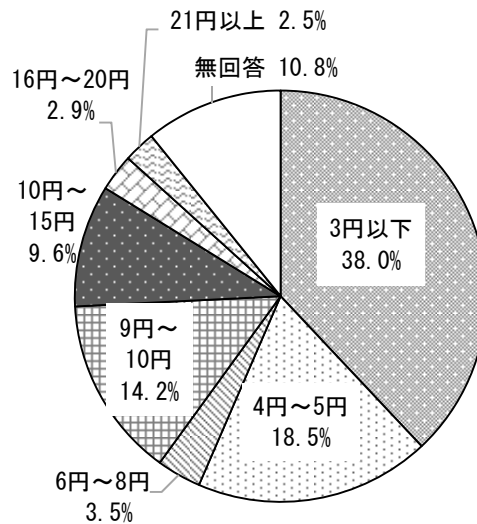
上記結果より、クリーンセンターの処理原価に占める割合毎の上乗せを行った場合の各サイズのごみ処理料金の試算結果を表 3-10 に示します。

表 3-10 燃えるごみ指定袋の上乗せ料金試算結果

処理原価 (円/kg)	原価に 占める 割合	ごみ処理 料金 (円/kg)	ごみ処理料金 (円/袋)		
			15L	30L	45L
79	1.0%	0.8	2	4	6
	1.5%	1.2	4	6	10
	2.0%	1.6	5	8	13
	2.5%	2	6	10	16
	3.0%	2.4	7	12	19
	3.5%	2.8	8	14	22
	4.0%	3.2	10	16	26
	4.5%	3.6	11	18	29
	5.0%	4.0	12	20	32
	5.5%	4.3	13	22	34
	6.0%	4.7	14	24	38
	6.5%	5.1	15	26	41
	7.0%	5.5	17	28	44
	7.5%	5.9	18	30	47
	8.0%	6.3	19	32	50
	8.5%	6.7	20	34	54
	9.0%	7.1	21	36	57
9.5%	7.5	23	38	60	
10.0%	7.9	24	40	63	

2) 指定袋1袋（45L）当たりのごみ処理料金に関する市民の意見

有料化アンケート調査結果をみると、有料化での1袋（45L）当たりのごみ処理料金として最も多い金額は「3円以下^注」で38.0%、次いで「4円～5円」で18.5%でした。



出典：「上野原市家庭ごみ有料化等に関するアンケート調査」令和2年6月

注：アンケート実施時は、「3円未満」と表記されていましたが、「3円以下」との誤記のため本計画内では「3円以下」と表記しています。

図 3-4 1袋（45L）当たりのごみ処理料金

3) 有料化制度導入県内他自治体の指定袋価格

指定袋価格を設定する際は、周辺自治体における指定袋価格の水準を考慮する必要があります。山梨県内で有料化制度を導入している他自治体の指定袋（大サイズ）の価格を表 3-11 に示します。

県内の有料化制度を導入している自治体の内、最も金額が高いものは笛吹市及び山中湖村の30円/袋となっています。

表 3-11 県内他自治体の指定袋価格

自治体名	指定袋サイズ (大)	価格 (円/袋)
笛吹市	45 L	30
富士吉田市	45 L	18
南アルプス市	45 L	15
市川三郷町	45 L	20
早川町	45 L	20
身延町	45 L	20
南部町	45 L	20
富士川町	40 L	20
山中湖村	45 L	30

出典：各自治体のホームページ又は電話ヒアリング調査結果

4) 指定袋価格の検討

前項の指定袋のごみ処理料金の試算結果及び市民の意見等を勘案し、本市における指定袋の価格を検討します。

本市における指定袋の価格の内訳の考え方の例を表 3-12 に示します。

今後、本市では、県内他自治体の指定袋価格との兼ね合いを考慮しつつ、下記内訳について、各種関係者との調整を行い、指定袋価格を決定していきます。

表 3-12 指定袋価格の内訳例

項目		指定袋サイズ			単位
		15L	30L	45L	
袋製造等 委託業者	原価 (製造費)	10	12	15	円/袋
市	上乘分 (ごみ処理料金)	3	4	5	円/袋
販売店	手数料 (販売手数料)	5	5	5	円/袋
1枚当たりの販売価格 (想定案)		18	21	25	円/袋

注：原価、上乘分、手数料は想定額

注：【原 価】…発注枚数、委託業務内容等により決定する。

【上乘分】…減量効果等を考慮し決定する。

【手数料】…委託業務内容（袋製造、配送等）により決定する。

3.2.6 収益の使途

有料化による収益の使途は次のようなものが考えられます。

- 指定袋の製造費等有料化制度の運営に必要な経費
- 一般廃棄物の排出抑制や再資源化・再利用の推進のための助成や啓発活動
- ごみ処理施設の維持管理費

このような適正な使途を定め、透明化することが求められます。

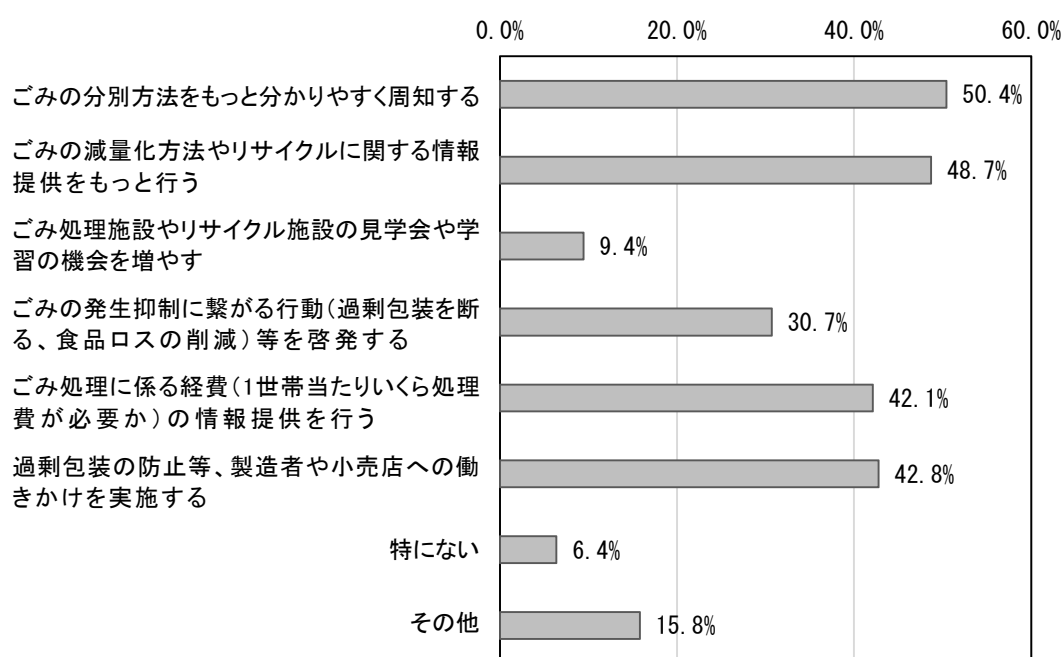
一般廃棄物の排出抑制や再資源化・再利用の推進に資する使途を定めることで、有料化制度への理解を深め、排出抑制への市民の意識を高めることが期待できます。また、収益の使途については、市民に分かりやすく公開していくことが求められます。

3.2.7 市民への周知啓発方法

有料化アンケート調査における「有料化に当たり本市に求める取組」の設問に対する回答結果を図 3-5 に示します。

有料化制度の導入に当たり本市に求める取組は「ごみ分別方法をもっと分かりやすく周知する」が最も多く 50.4%、次いで「ごみの減量化方法やリサイクルに関する情報提供をもっと行う」が 48.7%でした。

家庭ごみの有料化制度の導入について市民からの理解を得るためには、上記のような「情報提供」を広く市民へ実施する必要があります。



出典：「上野原市家庭ごみ有料化等に関するアンケート調査」令和2年6月

図 3-5 有料化に当たり本市に求める取組

3.2.8 全国有料化制度導入自治体へのアンケート調査

家庭ごみの有料化制度を円滑に導入するためには、説明会やその他の周知方法、既に有料化制度を導入している先行自治体についての情報提供等により、制度内容の周知徹底を図ることで、市民の有料化制度に対する理解と協力が得られるように努める必要があります。

そこで、本市での有料化制度導入に向け、制度の内容や住民説明における留意事項等を把握することを目的に、前項表 3-1 中の平成 26 年度から令和元年度までに家庭ごみ有料化制度を導入した 15 自治体のうち、13 自治体を対象にアンケート調査を実施しました。

1) 有料化制度導入前に想定した課題

有料化制度導入前に最も多く想定された課題は“不法投棄・不適正排出への増加への懸念”でした。また、“有料化制度導入と併用した戸別収集導入の是非”から、有料化制度と併せて収集形態を戸別収集に切り替える検討を実施した自治体もみられました。

表 3-13 想定した課題

有料化制度導入前に想定した課題（件数）
・不法投棄・不適正排出の増加への懸念。(5 件)
・有料化制度導入と併用した戸別収集導入の是非。(2 件)
・有料化制度と併用する有用な施策の設定。(1 件)
・市民の公共用地の自主清掃等の活動への弊害。(1 件)
・紙おむつ常用者が使用量を減らすことは困難。(1 件)
・旧指定袋の排出猶予期間設定の是非。(1 件)

2) 有料化制度導入時に実施した併用施策事例

有料化制度導入と併せて実際に他自治体で導入された施策としては、“資源物等拠点回収地点の増設”、“ボランティアごみ袋の作成”等の市民のごみの排出の利便性を向上させる施策が多くなっています。

表 3-14 実施した併用施策

有料化制度導入時に実施した併用施策（件数）
・資源物等拠点回収地点の増設。(3 件)
・ボランティアごみ袋の作成。(3 件)
・紙おむつの減免。(3 件)
・戸別収集の実施。(2 件)
・分別収集品目の細分化。(2 件)
・生ごみ処理容器の普及の強化。(2 件)
・子育て・介護世帯への指定袋の支給。(1 件)
・積立基金の設立。(1 件)
・資源物集団回収等への奨励金の増額。(1 件)

3) 有料化制度導入後に発生した課題

有料化制度導入後に発生した課題で最も多い課題は“有料化制度導入初年度と比較し次年度のごみ排出量の増加”であり、一部自治体では、有料化制度実施から暫くしてごみ排出量のリバウンドが起きていました。また、導入前の懸念事項同様、“指定袋でごみを排出しない不適正排出の一部発生”が起こった自治体もありました。

表 3-15 発生した課題

有料化制度導入後に発生した課題（件数）
<ul style="list-style-type: none">・ 有料化制度導入初年度と比較し次年度のごみ排出量の増加。（5件）・ 指定袋でごみを排出しない不適正排出の一部発生。（2件）・ 粗大ごみの直接搬入ごみの増加。（1件）・ 旧指定袋の取り扱いに関する課題。（1件）・ 戸別収集へ変更後に従来通りの集積所への排出が一部発生。（1件）・ 指定袋価格に対する市民からの不満意見。（1件）

4) 有料化制度導入後に発生した課題に対し実施した対策

前段の発生した課題に対し実施した対策として、“ごみ減量を進めるべく新たな施策の設定及び周知”及び“広報等によるごみ処理の特集を組んだ周知啓発の強化”等の住民に対し、ごみの減量化や分別排出を再認識させる取り組みが多く実施されていました。

表 3-16 発生した課題に対し実施した対策

有料化制度導入後に発生した課題に対し実施した施策（件数）
<ul style="list-style-type: none">・ ごみ減量を進めるべく新たな施策の設定及び周知（2件）・ 広報等によるごみ処理の特集を組んだ周知啓発の強化。（2件）・ 新たな拠点回収品目の設定及び回収場所の設置（1件）・ ごみ分別アプリの導入。（1件）・ 違反シールを作成し不適正排出物への警告の実施。（1件）

3.2.9 家庭ごみ有料化制度の導入スケジュール

本市における、家庭ごみ有料化制度の導入スケジュールを表 3-17 に示します。

本市では、令和 5 年 1 月から家庭ごみ有料化を導入する方針であり、それに向けて必要となる協議や住民説明会等の取組を実施していく予定です。

表 3-17 家庭ごみ有料化制度導入スケジュール

項目	令和2年度												令和3年度												令和4年度												令和5年 有料化制度導入予定												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3													
(1) 一般廃棄物処理基本計画																																																	
①一般廃棄物処理基本計画改定	←												→																																				
②パブリック・コメントの実施													↔																																				
(2) ごみ減量化計画																																																	
①ごみ減量化計画策定	←												→																																				
②パブリック・コメントの実施													↔																																				
③市民アンケート調査の実施	↔																																																
④自治体アンケート調査の実施							↔																																										
⑤ごみ対策推進協議会	←												→																																				
⑥庁議(審議・協議)	←												→												→																								
(3) 条例の改正																																																	
①条例改正案の作成													←												→																								
②庁議(審議・協議)													↔						↔																														
③パブリック・コメントの実施																			↔																														
④法令審議会、議会の実施																			←						→																								
(4) 指定袋の販売手続き等																																																	
①商工会、販売店との協議													←												→																								
②運用準備																									←													→											
(5) 指定袋製造委託手続き等																																																	
①製造業者との協議	←												→																																				
②運用準備																									←													→											
(6) 各地区住民説明会の実施													←												→																								

注：スケジュールについては、社会情勢を注視し変更となる可能性があります。

3.3 家庭ごみ有料化減免制度の方向性

3.3.1 有料化減免対象ごみの設定

1) 検討対象

本市における有料化制度の導入検討に際し、現状のごみの排出状況から、有料化対象とする上でより慎重な協議が必要と考えられる次の品目について検討を行います。

①剪定枝 ②落葉・草等 ③紙おむつ ④布団・畳・カーペット等

2) 有料化制度導入自治体のごみ品目別処理事例

平成 26 年度以降から有料化制度を導入している全国の自治体における“剪定枝”、“落葉・草等”、“紙おむつ”、“布団・畳・カーペット等”の取扱事例を次に示します。

① 剪定枝の取扱事例

剪定枝の取扱事例を表 3-18 に示します。

有料化導入自治体 15 自治体のうち、8 自治体が剪定枝を有料対象に設定しています。

表 3-18 剪定枝の取扱事例

自治体名	分別区分	有料対象	収集方法	排出方法
土別市	剪定枝	×	隔週	規定サイズで結束
木津川市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋
土岐市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋
日光市	可燃ごみ	×	毎週	規定サイズで結束
田原市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋
国立市	剪定枝等	×	毎週	規定サイズで結束
中津川市	可燃ごみ	○	毎週	規定サイズで結束 ※指定袋を括りつける
笛吹市	粗大ごみ	×	隔週	規定サイズで結束
知多市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋
小松市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋
関市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋
逗子市	草・葉・植木ごみ	×	隔週	規定サイズで結束
東大和市	可燃ごみ	×	毎週	規定サイズで結束
美濃市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋
真岡市	剪定枝・落ち葉・草	×	月1回	規定サイズで結束

② 落葉・草等の取扱事例

落葉・草等の取扱事例を表 3-19 に示します。

有料化導入自治体 15 自治体のうち、10 自治体が剪定枝を有料対象に設定しています。

表 3-19 落葉・草等の取扱事例

自治体名	分別区分	有料対象	収集方法	排出方法
土別市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋
木津川市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋
土岐市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋
日光市	可燃ごみ	×	毎週	透明・半透明袋
田原市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋
国立市	剪定枝等	×	毎週	透明・半透明袋
中津川市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋
笛吹市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋
知多市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋
小松市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋
関市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋
逗子市	草・葉・植木ごみ	×	隔週	透明・半透明袋
東大和市	可燃ごみ	×	毎週	透明・半透明袋
美濃市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋
真岡市	剪定枝・落ち葉・草	×	月1回	透明・半透明袋

③ 紙おむつの取扱事例

紙おむつの取扱事例を表 3-20 に示します。

有料化導入自治体のうち、8 自治体が紙おむつを有料対象に設定しています。

表 3-20 紙おむつの取扱事例

自治体名	分別区分	有料対象	収集方法	排出方法	備考
土別市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋	紙おむつ購入費助成制度の実施。
木津川市	可燃ごみ	×	毎週	透明・半透明袋	
土岐市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋	紙おむつ購入費助成制度の実施。
日光市	可燃ごみ	×	毎週	透明・半透明袋	
田原市	可燃ごみ	×	毎週	透明・半透明袋	
国立市	可燃ごみ	×	毎週	透明・半透明袋	
中津川市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋	紙おむつ購入費助成制度の実施。
笛吹市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋	紙おむつ購入費助成制度の実施。
知多市	可燃ごみ	×	毎週	透明・半透明袋	
小松市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋	要介護3以上の認定を受けている在宅要介護者や出生届を提出した世帯、1才6か月児健診の受診者に指定袋の支給を実施。
関市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋	常時紙おむつが必要な人及び生活保護受給者の指定袋の支給を実施。
逗子市	可燃ごみ	×	毎週	透明・半透明袋	
東大和市	可燃ごみ	×	毎週	透明・半透明袋	
美濃市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋	常時紙おむつが必要な世帯に指定袋の支給を実施。
真岡市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋	紙おむつ購入費助成制度の実施。

④ 布団・畳・カーペット等の取扱事例

布団・畳・カーペット等の取扱事例を表 3-21 に示します。

有料化導入自治体のうち 10 自治体が有料対象に設定しています。

表 3-21 布団・畳・カーペット等の取扱事例

市名	分別区分	有料対象	収集方法	排出方法
士別市	粗大ごみ	○	年6回	事前申込集積所
木津川市	可燃ごみ	○	毎週	十字に結束し指定袋を括りつける
土岐市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋（要切断）
日光市	可燃ごみ	×	毎週	十字に結束（要切断）
田原市	布類	×	毎週	透明・半透明袋
国立市	粗大ごみ	○	戸別収集	処理シールを貼付
中津川市	粗大ごみ	○	—	直接持込
笛吹市	粗大ごみ	×	隔週	集積所排出
知多市	粗大ごみ	○	—	直接持込
小松市	大型ごみ	○	戸別収集	処理シールを貼付
関市	可燃ごみ	○	毎週	指定袋（要切断）
逗子市	粗大ごみ	○	戸別収集	処理シールを貼付
東大和市	紙類・布類	×	毎週	十字に結束
美濃市	粗大ごみ	○	隔週	十字に結束
真岡市	粗大ごみ	×	隔週	集積所排出

3) 減免対象ごみの検討

本市では、前項の他自治体の事例や、現状の本市の取扱状況及び有料化アンケート調査から得られた市民意見を勘案し、減免対象ごみを表 3-22 に示すとおり設定します。

表 3-22 本市における減免対象ごみの設定

品目	対象	排出方法	徴収方法	備考
剪定枝	無料	規定サイズに結束又は、透明・半透明の袋に入れ排出	—	直接持込の際も無料とする。
落葉・草等		透明・半透明の袋に入れ排出		
紙おむつ	有料	可燃性粗大ごみ等の新たな分別区分を追加し、電話予約による収集依頼又は直接持込	計量後、重量換算のごみ処理料金を徴収する。	—
布団・畳・カーペット				

3.4 ごみの減量及び再資源化・再利用に向けた併用施策の検討

有料化制度を導入することで期待できる一般廃棄物の排出抑制や再資源化・再利用の推進等の効果を一層上げるため、有料化制度の導入と併せ、市民のごみ減量への行動を支援する施策、不適正排出の防止策についても検討が必要です。

3.4.1 有料化制度との併用施策に関する意見

有料化アンケート調査の結果より、家庭ごみ有料化制度の導入に伴う施策に関連する意見を表 3-23 に示します。

最も多い意見は「集積所や資源回収の場所を増やして欲しい。」等のごみの回収方法や回収頻度等の拡充・見直しを希望する内容が 19 件でした。次に多い意見は「剪定枝及び清掃活動に伴う雑草・落ち葉を無料にすべき。」が 10 件でした。

表 3-23 有料化制度の導入に伴う施策に関する意見

内容		件
過剰包装自粛の強化	スーパー等の量販店へ量り売り・過剰包装の防止について啓発を行う。	6
回収方法・回収頻度の変更について	集積所や資源回収の場所を増やしてほしい。	9
	カン・ビン・資源物の収集日を増やす。	3
	ペットボトルや発泡トレイを拠点回収から集積所回収へ変更する。	2
	不燃性粗大ごみの回収頻度を上げてほしい。	2
	不燃性粗大ごみを予約制ではなく毎週収集してほしい。	3
減免対象の設定について	剪定枝、清掃ボランティア活動の雑草や落ち葉は無料にすべき。	10
	紙おむつは有料化の対象外にしてほしい。	1
	障がい者用の減免サービスを考えてほしい。	1
不法投棄対策について	不法投棄が増えないよう対策の強化が必要である。	6
分別区分の見直しについて	空き缶の分別区分をアルミ、スチール等細分化してほしい。	1
	プラスチック類を粗大ごみから燃えるごみに変更してほしい。	1
	プラスチックの分別区分を増やす。	2
	生ごみを燃えるごみと別にする。	1
集団回収について	集団回収の取り組みを強化する。	3
コンポストの取組について	生ごみコンポストの取り組みを強化してほしい。	2
戸別収集の導入について	戸別収集を実施してほしい。	2

出典：「上野原市家庭ごみ有料化等に関するアンケート調査」令和 2 年 6 月

3.4.2 ごみの減量化に関する施策

1) 生ごみ堆肥化の推進

本市では、各家庭での燃えるごみ中に含まれる生ごみ等を自家処理する活動を支援するために「生ごみ処理容器設置補助金制度」を実施しています。各家庭での生ごみ等の自家処理を推進することで、燃えるごみの排出量の削減に繋がることから、上記補助金制度を活用するよう市民への周知活動の強化や、補助金額の増額、市内の生ごみ処理容器購入可能店舗を増やす等により生ごみの堆肥化を推進していきます。

2) 事業者への減量化指導の強化

本市において過去5年間の事業系一般廃棄物の排出量が増加傾向にあることを踏まえ、多量に排出する事業者の排出実態を把握し、具体的な減量指導を行うことで、事業者の意識改善に努めます。

3) 過剰包装自粛の強化

令和2年7月1日より全国一律でプラスチック製買物袋（レジ袋）の有料化が開始されたことを考慮し、かねてより本市で実施していた、市内のスーパーでのレジ袋の自粛活動を市内全域に普及させるため、今後もマイバッグ持参の推進等、過剰包装自粛の推進に努めるため、過剰包装自粛協力店の拡大を図ります。

3.4.3 再資源化・再利用に関する施策

1) 資源物回収・拠点回収の促進

カン類、ビン類及び資源物や、拠点回収しているペットボトル及び白色トレイ、古着類（ファイバーリサイクル）を正しく分別し、決められた場所に出すよう指導・啓発を行います。

また、生きびんについては、各地区等で実施する集団回収の利用や販売店に戻す等、資源物としての再利用に努めるよう指導・啓発を行います。

2) 施設内選別による資源化の実施

クリーンセンター内において、カン類、ビン類及び不燃性粗大ごみについては、カン類は各種鉄類に、ビン類は色別のカレットに、不燃性粗大ごみは鉄類や小型家電製品等に選別し資源化を行っています。今後も継続して資源化に努めるものとします。

3.4.4 ごみの適正な処理の推進に関する施策

1) クリーンセンターの適正な維持管理

クリーンセンターは平成9年10月に竣工し、既に23年が経過しています。今後は焼却炉などの設備・装置の経年変化による補修・メンテナンスの維持管理費の増大が見込まれるため、適正な維持管理を行います。

2) ごみ処理費用の公表

本市で年間に処理されているごみ量や、その処理に係る費用、クリーンセンターの維持管理費等を公表し、本市におけるごみ処理状況を市民向けに明白化し、ごみの減量化や再資源化・再利用の促進等のごみ処理問題に関心を持ってもらい、ごみ減量や適正排出及び

リサイクル活動等への協力を促す動機付けを行います。

3) 事業系ごみの費用負担の適正化

県内他自治体や周辺自治体の状況を勘案し、ごみ処理原価に見合った手数料を検討します。

3.4.5 啓発・教育・指導に関する取組

1) 家庭ごみ・資源物収集予定表の充実

「家庭ごみ・資源物収集予定表」を作成し、各家庭への配付を継続して実施することで、市民への分別排出の徹底の強化を図ります。

また、他自治体が導入している「品目別ごみ分別一覧表」等を作成し、ごみの分別精度を向上させるべく機能の拡充を目指します。

2) ごみの発生・排出抑制やリサイクル意識の普及活動

ごみの発生・排出抑制を促進するため、ホームページや広報誌等を活用し、市民及び事業者にごみを減らすライフスタイルへの変革、リサイクル意識の向上を図ります。

また、広報誌でごみに関する情報提供のコラム実施や、フリーマーケット等の実施を検討し、市民がごみについて考える機会を増やします。

資 料 編

《 写 》

令和2年 3月31日

上野原市長 江口英雄 様

上野原市ごみ対策推進協議会
会 長 古瀬 浩史

ごみの減量化、再資源化・再利用、ごみの適正な処理の推進について（答申）

令和元年11月12日付け上生第833号で当協議会に諮問がありましたこのことについて、次のとおり答申します。

《 写 》
答 申 書

上野原市ごみ対策推進協議会は、上野原市長から諮問を受け、令和元年11月12日より計4回にわたり協議会を開催しました。

当協議会は、市民生活に深く関わるごみ処理事業について、現状や財政状況等に加え、将来にわたり、安定したごみ処理事業の運営等を考慮し審議を行い、次のとおり意見を集約しましたので答申します。

(1) ごみの減量化に関すること。

家庭から排出されるごみは、人口減少に伴う減量化が進んでおらず、一人1日当たりのごみ排出量が全国平均や県平均よりも多くなっている。このことから、家庭ごみの減量化を図るため、家庭ごみ有料化を導入することにより、市民のごみ処理への意識を高めていくことが望ましい。

また、事業系ごみについても減量化が進んでいないことから、よりいっそう減量化を図るため、事業系ごみ処理手数料を見直すことにより、事業者の事業系ごみ処理への意識も高めていくことが望ましい。

(2) ごみの再資源化、再利用に関すること。

市では、これまでに、助成金や奨励金制度の導入、分別等の啓発活動、拠点回収場所の設置等さまざまな再資源化・再利用の推進を行ってきたが、再資源化率が全国平均や県平均を下回っている。このことから、今後もよりいっそう、再資源化・再利用施策を推進するほか、生ごみやプラスチックへの対策を検討することが望ましい。

また、家庭ごみ有料化を導入することで、分別意識が高まり、結果としてごみ中の資源物がごみから資源物へ移行することによる再資源化や再利用が促進する相乗効果を期待する。

(3) その他ごみの適正な処理の推進に関すること。

家庭ごみ有料化の導入や事業系ごみ処理手数料の改定により、ごみの減量化や再資源化・再利用を推進することで、老朽化が激しく年々維持管理費が増加傾向にあるクリーンセンターの負荷を低減させ、適正なごみ処理事業を継続することが望ましい。また、家庭ごみ有料化による財源は、さまざまなごみ処理事業に投資し、ごみ処理サービスを向上させていくことが望ましい。

家庭ごみの有料化制度導入や、事業系ごみの処理手数料改定に当たっては、市民や業者に市のごみ処理事業に対する理解を深めてもらえるよう広報活動等を積極的に行うこと、また、その必要性や内容等について、住民説明会や啓発活動により説明責任を十分に果たしていくべきである。

上野原市ごみ減量化計画
(令和3年6月)

発行：上野原市市民部生活環境課
山梨県上野原市上野原8344番地
(上野原市クリーンセンター内)

TEL：0554-63-5353

FAX：0554-63-6250